

若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業 概要①

1. 事業目的

自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるような仕組みや、心のケア対策を充実させるための効果的な対策について、実践的調査研究事業で設置した「検討委員会」での研究事業の前半での検討内容等を踏まえ、その内容に沿って事業を実施するとともに、検討委員会との協議・連携の上、効果的な自殺対策を実施する。

2. 対象4事業

(1) 若者を相談窓口につなげるための支援に関する実践的事业※

ア 検索連動型広告による相談窓口への誘導

インターネット上において「自殺」などのキーワードを検索した者に対して、相談窓口広告を掲出し、広告の方法について効果測定・検証を行う。

イ 若者を相談窓口につなげるための動画募集事業

若者を相談窓口につなげるために有効な動画を広く一般から募集し、審査・選定を行う。

※アとイは別事業とする。

(2) SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事业(追加)

平成31年3月(自殺対策強化月間)にSNSを活用した相談支援事業を行う。また、「SNS相談事業ガイドライン案(仮称)」に従った事前研修を実施するとともに、研修内容やガイドライン案の内容について、改善のためのフィードバックを指定された時期に行う。

(3) 居場所づくりに対する支援に資する実践的事业

居場所間の連携のため、地域の既存の居場所(主に若者が集まる場を想定)の関係事業者を対象に研修会を実施する。研修会では自殺対策関係団体から居場所関係事業者に対し、ゲートキーパー等の研修を実施する。また、居場所関係事業者に対しヒアリングや、研修の評価についてアンケートを実施する。

3. 実施主体及び予算額(補助率10/10)

【実施主体】申請した事業が学識経験者から成る自殺防止対策推進事業評価委員会において採択された民間団体及び地方公共団体

※事業の性質から2(1)イ若者を相談窓口につなげるための動画募集事業 及び 2(2) SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事业(追加)については、地方公共団体は対象外とします。

【予算額】平成30年度予算 (目)地域自殺対策強化交付金 事業予算額 50,000千円

各事業の1事業の上限額は次のとおりとする。

- ・2(1)ア 検索連動型広告による相談窓口への誘導については1,000万円
- ・2(1)イ 若者を相談窓口につなげるための動画募集事業については1,000万円
- ・2(2) SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事业(追加)については500万円
- ・2(3) 居場所づくりに対する支援に資する実践的事业の事業については500万円

※採択事業者数は2(1)イ 若者を相談窓口につなげるための動画募集事業については1団体、他の事業についてはそれぞれ1~2団体を予定。

若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業 概要②

4. 採択方針等(公募要綱より抜粋) <事業対象期間:平成31年1月下旬～平成31年3月末日>

(1) 事業内容を踏まえるとともに、その事業の成果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。

(2) 次に掲げる事項に該当する場合は原則対象とならない。

ア 他の公共団体から助成を受けている事業

イ 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

エ 事業の主たる目的である事務・事業を50%以上外部委託するもの(実施主体が地方公共団体の場合を除く)や、第三者への資金交付を目的とした事業。

オ 事業の大部分が設備または備品費等である事業。

カ 営利を目的とした事業。

キ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況等に深刻な問題があると判断される場合。

(3) 評価委員会による審査について

応募のあった事業の提出書類及びヒアリングにより、評価委員会で評価を行う。

評価は以下の項目により行う。

- ・事業の実現性

- ・自殺対策に資する効果的な事業となっているか

 - ※SNS相談に関する様々なノウハウの向上に関する実践的事业(追加)については、相談者の抱える課題解決のため必要な支援機関につなげられること

- ・費用対効果の高い事業であるか

5. 事業実施スケジュール(予定)

①公募 公募開始:平成30年12月14日(金) 公募期間:平成30年12月14日(金)～12月28日(金)<2週間> ※消印有効

②採択 評価委員会(ヒアリング実施):平成31年1月中旬 採択通知 1月下旬(採択通知後、交付申請。原則清算払い。)

③事業実施 平成31年1月下旬～平成31年3月末日<SNS相談事業については平成31年3月1日～3月31日まで実施>



いのち
支える